別紙２

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案に対する再意見提出者の一覧

（平成２８年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定）

（受付順、敬称略）

再意見提出者（計7件）				
受付	再意見受付日	再意見提出者	代表者氏名等	
1	平成28年7月4日	KDDI	田中	孝司
2	平成28年7月4日	ケイ・オプティコム	藤野	隆雄
3	平成28年7月4日	ソフトバンク	宮内	謙
4	平成28年7月4日	NTT東日本	山村	雅之
5	平成28年7月4日	NTT西日本	村尾	和俊
6	平成28年7月4日	DSL事業者協議会	三須	久
7	平成28年7月4日	個人	―	―

再意見書

平成 28 年 7 月 4 日

総務省総合通信基盤局
料金サービス課　御中

郵便番号　163-8003
住　所　東京都新宿区西新宿二丁目３番２号
氏　名　ＫＤＤＩ株式会社
代表取締役社長　田中　孝司

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第４条及び接続に関する議事手続規則第２条の規定により、平成 28 年 5 月 28 日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

（文中では敬称を省略しております。）

【別紙】

該当箇所	弊社意見
２．加入光ファイバ接続料の算定　（１）　加入者回線及びＦＴＭ ① 接続料原価の予測 NTT 東西殿の加入光ファイバ主端末回線に係る接続料は、平成 31 年度で NTT 東日本殿：2,036 円、NTT 西日本殿：2,044 円となっておりますが、その主たる要因として減価償却方法の定率法から定額法への変更、コスト把握の精緻化及び後年度費用の軽減施策によるものと理解しています。しかし、網使用料算定根拠等の開示資料ではその影響の全体額が開示されるに留まり、接続事業者において検証ができず、予見性も確保できないため、事業者が負担すべき金額のもととなる各施策の影響考慮後の費用明表や固定資産明細表を情報開示頂くことに加え、各施策におけるこれらの明細表への年度毎影響額を開示すべきです。 【ソフトバンク株式会社】 「加入光ファイバに係る接続制度の在り方について」（平成 27 年９月 14 日情報通信審議会答申）の答申で示された「新たな需要創出を前提とした大胆な推計では 2019（平成 31）年度には主端末回線接続料は 2,000 円程度になる見込み」という NTT 東西殿の考え方を踏まえ、平成 28 年度から平成 31 年度までの４年間の接続料が算定された結果、平成 31 年度では NTT 東日本殿：2,036 円、NTT 西日本殿：2,044 円と 2,000 円程度の接続料水準となりましたが、各年度の接続料水準の妥当性を検証する必要があると考えます。 この度の申請では、接続料の低廉化措置として以下の取り組みが実施されますが、それぞれの措置が各年度において費用明細や固定資産明細に与える影響額について開示すべきと考えます。 ・ 企業努力による更なる効率化・費用削減	左記の意見のとおり、今回、網使用料算定根拠資料の固定資産明細表・費用明細表等の詳細項目については、償却方法の定額法への移行等の個別影響考慮前の算定数値しか開示されておらず、個別影響の影響額については、外数で算定されたうえで、その結果が接続料水準に算入されております。そのため、接続事業者では、個別影響の算定内容について、想定費用と実績費用でどのような差異が生じたのか検証することができず、予見性も確保できません。個別影響の影響額についても、算定内容の透明化が図られるべきであり、固定資産明細表・費用明細表等について、個別影響考慮前の算定数値のみならず、個別影響考慮後の算定数値についても接続事業者に開示すべきと考えます。

・ 償却方法の定額法への移行及び後年度費用の軽減施策 ・「コスト把握の精緻化 【DSL 事業者協議会】	
２．加入光ファイバ接続料の算定 （１） 加入者回線及びＦＴＭ 今後、例えば接続専用サービスで光ファイバをアクセス回線として利用しているレガシー系サービス等については、順次提供を終了していくことが予想されます。しかし、現状ではサービスの終了に至るまでのルールは全くなく、突然終了のお知らせを提示されることが懸念されます。その場合、時間的にも余裕がないことが想定され、お客様への周知、代替サービスの案内、通信機器の変更等といったお客様対応が後手に回ることになります。 そのため、終了対象サービスついて、その対象回線数、ユーザ・インタフェースや回線媒体の変更有無、代替サービス及び代替サービスへの移行準備期間等を考慮した上で、例えば５年程度前には NTT 東西殿から接続事業者に対しサービス提供終了についての協議を経て、新規受付停止及びサービス終了時期等の具体的なスケジュールを決定し、合わせて代替サービスを提案するという統一の廃止ルールが必要であると考えます。 【ソフトバンク株式会社】	左記の意見のとおり、今後、NTT 東・西のレガシー系サービスや接続機能については、設備の老朽化等に伴い、継続的な提供が行われなくなる可能性があります。 ボトルネック性を有する第一種指定電気通信設備を保有する NTT 東・西が、突然、サービスや機能の提供を終了した場合、これらのサービスや機能の利用者は大きな影響を受けるため、利用者保護の観点から、終了対象サービスついて、その対象回線数、ユーザ・インタフェースや回線媒体の変更有無、代替サービス及び代替サービスへの移行準備期間等を考慮した上で、NTT 東・西が提供するサービスや接続機能の休廃止に係る規律を整備することが必要です。 この点に関連して、電話網移行円滑化委員会において、NTT 東・西が電話網の IP 網への移行に伴い廃止するとしているサービスに係る利用者対応の在り方について検討が行われておりますが、米国において、ボトルネック性を持つ固定アクセス回線保有する事業者が役務の廃止等を行う場合に FCC（連邦通信委員会）の認可を必要としている事例等も参考に、NTT 東・西が提供するサービスや接続機能の休廃止に係る規律を幅広く検討すべきと考えます。
【参考】光ファイバケーブルの耐用年数の見直し NTT 東西殿は加入光ファイバの接続料算定におきまして、光ファイバケーブルの耐用年	左記の意見のとおり、昨年度の答申を踏まえた検討の結果、今回の認可申請においては、当該答申に沿って、NTT 東・西が検討

数(現行：架空ケーブル 15 年、地下ケーブル 21 年)について検討した結果として、耐用年数を見直すことが必要とまでは言えないとの判断をされましたが、NTT 東西殿が７つの確率分布関数から推計した結果は架空ケーブル 13～20 年、地下ケーブル 19～32 年であり、この結果は「加入者光ファイバに係る接続制度の在り方について」答申(平成 27 年９月)において示された「光ファイバの減価償却費の算定に用いる耐用年数について、平成 28 年度以降の電気通信事業会計及び接続会計の減価償却費の算定に、「経済的耐用年数」と同様に、架空 17.6 年、地下 23.7 年を用いる方向で検討することが適当」との見解で示された数値を否定するものではなく、今回見直しを行わなかった合理的な理由が明確ではありません。 つきましては、光ファイバケーブルの耐用年数の見直しを引き続き検討すべきと考えます。 【ソフトバンク株式会社】 光ファイバケーブルについて、現行の経済的耐用年数（架空 15 年、地下 21 年）の見直しを検討した結果、総務省殿の判断として、「直ちに経済的耐用年数を見直すことが必要とまでは言えない」との考えが示されておりますが、NTT 東西殿が最新の実績データに基づき、推計を行った確率分布関数による推計値の平均は、架空 18.7 年、地下 25.6 年と延びた結果となっております。 また、「長期増分費用モデル研究会」においては、「架空 17.6 年、地下 23.7 年とすることが適当」（平成 27 年１月 同研究会報告書）との考えから、平成 28 年度以降の接続料算定モデルの耐用年数の見直しを実施していることを鑑み平成 28 年度以降の加入光ファイバ接続料の耐用年数は、新たに推計した結果を踏まえ、耐用年数「架空 18.7 年、地下 25.6 年」に見直すべきと考えます。 【DSL 事業者協議会】	した結果を公表し、当該検討結果を踏まえた総務省の判断として、直ちに経済的耐用年数の見直しが必要とまでは言えないとの考え方が示されましたが、NTT 東・西の検討結果においても言及されているとおり、今後、実態との乖離が認められた場合は速やかに見直しを行うべきと考えます。

以　上

再　意　見　書

平成 28 年7月4日

総務省総合通信基盤局
　料金サービス課　御中

郵 便 番 号　530-6116

（ふりがな）　おおさかし きたく なかのしま 3ちょうめ3ばん23ごう
住　　所　大阪市北区中之島3丁目3番23号

（ふりがな）　かぶしきがいしゃ けい・おぷてぃこむ
氏　　名　株式会社 ケイ・オプティコム

だいひょうとりしまりやくしゃちょう　ふじの たかお
代表取締役社長　藤野 隆雄

　情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成 28 年5月 28 日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

別 紙

該当箇所	弊社意見
【参考】光ファイバケーブルの耐用年数の見直し 光ファイバケーブルについて、現行の経済的耐用年数(架空15年、地下21年)の見直しを検討した結果、総務省殿の判断として、「直ちに経済的耐用年数を見直すことが必要とまでは言えない」との考えが示されておりますが、NTT東西殿が最新の実績データに基づき、推計を行った確率分布関数による推計値の平均は、架空18.7年、地下25.6年と延びた結果となっております。 また、「長期増分費用モデル研究会」においては、「架空17.6年、地下23.7年とすることが適当」(平成27年1月同研究会報告書)との考えから、平成28年度以降の接続料算定モデルの耐用年数の見直しを実施していることを鑑み、平成28年度以降の加入光ファイバ接続料の耐用年数は、新たに推計した結果を踏まえ、耐用年数「架空18.7 年、地下25.6年」に見直すべきと考えます。 【DSL事業者協議会】	光ファイバケーブルの耐用年数を直ちに見直すことが必要ではないと総務省殿が判断された根拠は以下の通りであり、適切な判断であると考えます。 ・現行の経済的耐用年数が、NTT東西が推計した7つの確率分布関数の範囲内に収まっていること ・超高速モバイルブロードバンドが急速に拡大している中、今後の更なる無線圧縮技術の進展等により、FTTHサービスが陳腐化するリスクの有無を、現時点で見極めることが困難であること

該当箇所	弊社意見
2. 加入光ファイバ接続料の算定 (3)現行接続料算定期間において生じた調整額の扱い 接続料の算定に当たっては、電気通信事業法において「能率的な経営の下における原価に照らし公正妥当なものであること」(第三十三条第4項第二号)が規定されておりますが、NTT東西殿の光ファイバケーブルの芯線利用率が40%程度という低い稼働状況はNTT東西殿の過剰投資の結果であり、決して能率的な経営が行われているとは言えない状況と考えます。 また、報酬を算定する際に使用する主要企業の自己資本利益率は、「能率的な経営の下における原価に照らし公正妥当な」レートベースに掛け合わせることを前提に採用されていると認識しており、現状の過剰投資による高水準なレートベースに掛け合わせる数値として主要企業の自己資本利益率を採用することは合理的ではないと考えます。 自己資本利益率は、接続料規則上、「『期待自己資本利益(=リスクの低い金融商品の平均金利+β×(他産業における主要企業の平均自己資本利益率ーリスクの低い金融商品の平均金利))の過去三年間の平均値』または『他産業における主要企業の過去五年間の平均自己資本利益率』のいずれか低い方を上限とした合理的な値」(第十二条第3項)と規定されているため、必ずしも上限値を採用する必要性はなく、加えて上記の通り能率的な経営が行われているとは言えない現状を踏まえると、自己資本利益率を合理的な範囲で引き下げる等の検討を行う必要があるものと考えます。 また、自己資本比率は特にNTT東日本殿で上昇が続いており平成26年度ベースで75%と高い水準になっておりますが、高い報酬額を接続事業者が負担する一因となっており、これを是正するため主要企業の自己資本比率等を採用することも併せてご検討頂きたくお願いいたします。 【ソフトバンク株式会社】	光ファイバケーブルの空芯線は、新規ユーザへのサービス提供開始の迅速化や、道路工事等による電柱・光ケーブル移設工事や大規模災害発生時に迂回ルートを構築するために日々活用されているものであり、設備設置事業者が迅速・柔軟かつ高品質なサービスを提供・維持するために不可欠な資産です。 また、光ファイバケーブルの設備コストそれ自体よりも空芯不足により追い張りが発生した場合の工事費の方が高額であることから、能率的な経営を目指す設備設置事業者は芯線利用率の向上のみを目指すのではなく工事費を含めた設備構築・運用コスト全体の抑制を目指して設備を構築することになります。設備設置事業者である当社からみてもNTT東西殿の芯線利用率は低い水準ではないことから、NTT東西殿が過剰投資を行っているは言えません。 NTT東西殿が過剰投資を行い能率的な経営を行っていないと言える根拠は無いことから、自己資本利益率を引き下げる検討を行なう必要は無いものと考えます。

該当箇所	弊社意見
【参考】光ファイバケーブルの耐用年数の見直し NTT東西殿は加入光ファイバの接続料算定におきまして、光ファイバケーブルの耐用年数(現行：架空ケーブル15年、地下ケーブル21年)について検討した結果として、耐用年数を見直すことが必要とまでは言えないとの判断をされましたが、NTT東西殿が7つの確率分布関数から推計した結果は架空ケーブル13～20年、地下ケーブル19～32年であり、この結果は「加入者光ファイバに係る接続制度の在り方について」答申(平成27年9月)において示された「光ファイバの減価償却費の算定に用いる耐用年数について、平成28年度以降の電気通信事業会計及び接続会計の減価償却費の算定に、「経済的耐用年数」と同様に、架空17.6年、地下23.7年を用いる方向で検討することが適当」との見解で示された数値を否定するものではなく、今回見直しを行わなかった合理的な理由が明確ではありません。 つきましては、光ファイバケーブルの耐用年数の見直しを引き続き検討すべきと考えます。 【ソフトバンク株式会社】	光ファイバケーブルの耐用年数を直ちに見直すことが必要ではないと総務省殿が判断された根拠は以下の通りであり、合理的な判断であると考えます。 ・現行の経済的耐用年数が、NTT東西が推計した7つの確率分布関数の範囲内に収まっていること ・超高速モバイルブロードバンドが急速に拡大している中、今後の更なる無線圧縮技術の進展等により、FTTHサービスが陳腐化するリスクの有無を、現時点で見極めることが困難であること

該当箇所	弊社意見
乖離額調整 本来、将来原価方式については、接続料規則において調整額は0と規定されており、現行制度上、乖離額調整については認められておりません。ただし、過去においては、政策的要請等を踏まえ、自社・他社ともに積極的な需要見積もりが行われたこともあり、予測と実績が乖離した場合の乖離額をNTT東・西のみに負担させることは適当ではない等の考え方から、同令第3条ただし書の規定に基づく許可により、現在の接続料算定期間において発生した乖離額については、特例的に事後の接続料において乖離額調整が認められております。 しかしながら、今回の認可申請においては、NTT東・西が平成31年度には主端末回線接続料が2,000円程度になると表明して昨年度の答申に至った経緯を鑑み、NTT東・西自身が表明した接続料の低廉化の取組みを確実に実施するよう促し、接続料の低廉化を確固たるものにする必要があります。 したがって、今回認可申請された接続料水準について実効性を確保し、また、NTT東・西のコスト削減インセンティブを継続的に確保する観点から、一芯当たりの実績費用が予測費用を上回った場合は、その要因を分析した上で、例えば、NTT東・西の企業努力による更なる効率化・費用削減等、NTT東・西が平成31年度2,000円程度の接続料水準を達成するために実行すると公言したNTT東・西起因の施策において乖離額が発生した分については、事後に接続料への算入を認めるべきではありません。 また、NTT東・西の企業努力による更なる効率化・費用削減等といった取組みについて、確実な実施を促すため、実施内容やその効果・実績について毎年度総務省に報告し、総務省において、認可申請時の内容と大きく異なっていないか等について確認することが必要だと考えます。 【KDDI株式会社】	「加入光ファイバに係る接続制度の在り方について」答申にも示されたとおり、NTT東西殿の加入光ファイバの接続料が急激に低廉化する場合には、「自己設置」「接続」「卸役務」の三形態のバランスが適切に確保されなくなるおそれがあり、自らリスクを取って設備投資を行っている電力系事業者やCATV事業者といった「自己設置」型の事業者の設備投資インセンティブに与える影響についても考慮することが必要です。このため、光ファイバ接続料の算定にあたっては、設備に係る実際のコストを適正に反映することが重要です。 将来原価方式は相当の需要増加が見込まれるサービスに適した方式であり、近年の光ファイバ需要の増加が鈍化していることや光サービス卸の開始による需要の増加も限定的であることを考慮すると、NTT 東西殿の加入光ファイバの接続料については実績原価方式を採用すべきと考えます。当該接続料に対し、制度の継続性等の観点から将来原価方式を継続して採用するのであれば、将来原価方式で算定した接続料が実績と乖離した場合にその乖離を補償する乖離額調整は、設備に係る実際のコストを接続料に適正に反映するために必要不可欠な制度であると考えます。 このため、仮に乖離額調整により平成３１年度の主端末回線の接続料が２千円程度の水準を上回ることとなる場合でも、それが実際のコストを適正に反映しているのであれば乖離額調整は実施されるべきであり、恣意的な措置により接続料を低廉化させるべきではないと考えます。

以　上

再意見書

平成 28 年 7 月 4 日

総務省総合通信基盤局
料金サービス課 殿

郵便番号 105-7317
住　　所 東京都港区 東新橋 一丁目 9 番 1 号
氏　　名 ソフトバンク 株式 会社
代表 取締 役 社長兼 ＣＥＯ　宮内　謙

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第４条及び接続に関する議事手続規則第２条の規定により、平成 28 年 5 月 28 日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

別紙

このたびは、「平成28年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定」に関し、再意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。以下のとおり、弊社の意見を述べさせて頂きますので、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。

意見提出者	該当箇所	意見
KDDI株式会社	【乖離額調整】 本来、将来原価方式については、接続料規則において調整額は0と規定されており、現行制度上、乖離額調整については認められておりません。ただし、過去においては、政策的要請等を踏まえ、自社・他社ともに積極的な需要見積もりが行われたこともあり、予測と実績が乖離した場合の乖離額をNTT東・西のみに負担させることは適当ではない等の考え方から、同令第3条ただし書の規定に基づく許可により、現在の接続料算定期間において発生した乖離額については、特例的に事後の接続料において乖離額調整が認められております。 しかしながら、今回の認可申請においては、NTT東・西が平成31年度には主端末回線接続料が2,000円程度になると表明して昨年度の答申に至った経緯を鑑み、NTT東・西自身が表明した接続料の低廉化の取組みを確実に実施するよう促し、接続料の低廉化を確固たるものにする必要があります。	KDDI株式会社(以下、「KDDI」といいます。)殿の意見に賛同します。 将来原価方式においては、乖離額調整は恒常的に認められる制度ではなく、あくまで特例的な措置です。過去の申請においては、政策的な要請に基づき需要等において積極的な見積もりを実施した結果、乖離額調整が認められていますが、今回の申請においてはそのような政策的な要請はありません。このままでは今後、乖離額調整の実施が既成事実化し、調整額を0と規定している接続料規則が形骸化される恐れもあることから、乖離額調整を認める基準等について再考頂きたいと考えます。
KDDI株式会社	【光ファイバケーブルの耐用年数の見直し】 今回の認可申請においては、当該答申に沿って、NTT東・西が検討した結果を公表し、当該検討結果を踏まえた総務省の判断として、直ちに経済的耐用年数の見直しが必要とまでは言えないとの考え方が示されましたが、NTT東・西の検討結果においても言及されているとおり、今後、実態との乖離が認められ	KDDI殿及びDSL事業者協議会（以下、「DSL協議会」といいます。）殿の意見に賛同します。 当社の意見書でも述べていますが、今回光ファイバケーブルの見直しを実施しなかった合理的な理由が不明確なため、今後も見直しを引き続き検討すべきと考えます。

	た場合は速やかに見直しを行うべきと考えます。	
DSL事業者協議会	光ファイバケーブルについて、現行の経済的耐用年数（架空15年、地下21年）の見直しを検討した結果、総務省殿の判断として、「直ちに経済的耐用年数を見直すことが必要とまでは言えない」との考えが示されておりますが、NTT東西殿が最新の実績データに基づき、推計を行った確率分布による推計値の平均は、架空18.7年、地下25.6年と延びた結果となっております。 また、「長期増分費用モデル研究会」においては、「架空17.6年、地下23.7年とすることが適当」（平成27年1月 同研究会報告書）との考えから、平成28年度以降の接続料算定モデルの耐用年数の見直しを実施していることを鑑み、平成28年度以降の加入光ファイバ接続料の耐用年数は、新たに推計した結果を踏まえ、耐用年数「架空18.7年、地下25.6年」に見直すべきと考えます。	
KDDI株式会社	【網使用料算定根拠資料における個別影響の情報開示】 そのため、個別影響の算定内容については接続事業者から見てブラックボックスとなっており、今回の認可申請における想定費用と実績費用でどのような差異が生じたのか等について検証することができない一方で、予測と実績の乖離が発生した場合に事後的に乖離額調整を行うべく、NTT東・西は、接続料規則第3条ただし書の規定に基づく許可を求める申請を行っております。 仮に、今回の接続料算定期間においても、特例的に事後の乖離額調整が認められるのであれば、少なくとも、そのような個別影響の影響額についても、算定内容の透明化が図られるべきであり、固定資産明細表・費用明細表等について、個別影響考慮前の算定数値のみならず、個別影響考慮後の算定数値につい	KDDI殿とDSL協議会殿の意見に賛同します。 KDDI殿が述べられている通り、個別影響の算定内容については接続事業者からはブラックボックスになっており、事業者による検証にも限界があるため、恣意性が働いている可能性を完全に排除できているとは言い切れない状況です。したがってこれらの個別影響の算定内容、及び個別影響を踏まえた固定資産明細表及び費用明細表等について、接続料算定の透明性の観点から開示すべきです。

	ても接続事業者に開示すべきと考えます。	
DSL 事業者協議会	この度の申請では、接続料の低廉化措置として以下の取り組みが実施されますが、それぞれの措置が各年度において費用明細や固定資産明細に与える影響額について開示すべきと考えます。 ・ 企業努力による更なる効率化・費用削減 ・ 償却方法の定額法への移行及び後年度費用の軽減施策 ・ 「コスト把握の精緻化」	
KDDI株式会社	【原価の一部に加入光ファイバを含むメガデータネッツ等】 今後、メガデータネッツ等を含むNTT東・西のレガシー系サービスや接続機能については、設備の老朽化やマイグレーションに伴い、継続的な提供が行われなくなる可能性があります。 ボトルネック性を有する第一種指定電気通信設備を保有するNTT東・西が、突然、サービスや機能の提供を終了した場合、これらのサービスや機能の利用者は大きな影響を受けるため、利用者保護の観点で、サービスや機能の休廃止に係る規律を整備することが必要です。 この点に関連して、電話網移行円滑化委員会において、NTT東・西が電話網のIP網への移行に伴い廃止するとしているサービスに係る利用者対応の在り方について検討が行われておりますが、米国において、ボトルネック性を持つ固定アクセス回線を保有する事業者が役務の廃止等を行う場合にFCC(連邦通信委員会)の認可を必要としている事例等も参考に、NTT東・西が提供するサービスや接続機能の休廃止に係る規律を幅広く検討すべきと考えます。	KDDI 殿の意見に賛同します。 当社の意見書でも述べておりますが、メガデータネッツ等のレガシー系サービスについて、東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿が時間的な余裕もなく新規受付停止やサービス提供終了をアナウンスした場合、その利用者は大きな影響を受けることになるため、サービスの休廃止に係る事業者間のルールを整備していく必要があります。

以上

再意見書

平成２８年７月４日

総務省　総合通信基盤局　電気通信事業部
料金サービス課　殿

郵便番号　１６３－８０１９

とうきょうとしんじゅくくにししんじゅくさんちょうめ
住　　所　東京都新宿区西新宿三丁目１９－２

ひがしにっぽんでんしんでんわかぶしきがいしゃ
氏　　名　東日本電信電話株式会社

やまむら　まさゆき
代表取締役社長　山村　雅之

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第４条及び接続に関する議事手続規則第２条の規定により、平成２８年５月２８日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

別紙

接続約款の変更案への意見に対する再意見

－平成２８年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定に係る接続約款の措置－

平 成 ２ ８ 年 ７ 月 ４ 日

東 日 本 電 信 電 話 株 式 会 社

＜Ｈ２８　加入光接続料　再意見＞

区分	他事業者意見	当社意見
情報の開示	＜接続料の低廉化を図る取組が固定資産明細表・費用明細表に与える影響額等を開示すべきとのご意見＞ 「加入光ファイバに係る接続制度の在り方について」（平成27年9月14日情報通信審議会答申）の答申で示された「新たな需要創出を前提とした大胆な推計では 2019（平成 31）年度には主端末回線接続料は2,000 円程度になる見込み」というNTT東西殿の考え方を踏まえ、平成 28年度から平成31年度までの 4 年間の接続料が算定された結果、平成 31 年度ではNTT東日本殿:2,036円、NTT西日本殿:2,044円と 2,000円程度の接続料水準となりましたが、各年度の接続料水準の妥当性を検証する必要があると考えます。 この度の申請では、接続料の低廉化措置として以下の取り組みが実施されますが、それぞれの措置が各年度において費用明細や固定資産明細に与える影響額について開示すべきと考えます。 ・　企業努力による更なる効率化・費用削減 ・　償却方法の定額法への移行及び後年度費用の軽減施策 ・　「コスト把握の精緻化」 【DSL事業者協議会】 東日本電信電話株式会社（以下、「NTT東日本殿」といいます。)、西日本電信電話株式会社（以下、「NTT西日本殿」といいます。)（以下併せて「NTT東西殿」といいます。）の加入光ファイバ主端末回線に係る接続料は、平成 31 年度で NTT 東日本殿：2,036円、NTT西日本殿：2,044円となっておりますが、その主たる要因として減価償却方法の定率法から定額法への変更、コスト把握の精緻化及び後年度費用の軽減施策によるものと理解しています。 しかし、網使用料算定根拠等の開示資料ではその影響の全	個別の施策に係る効果額や影響額については、当社の事業運営ノウハウや財務戦略に係る経営情報そのものであり、これまでの接続料の認可申請においても基本的に開示していませんが、今回の加入光ファイバ接続料の認可申請においては、情報通信審議会答申「加入光ファイバに係る接続制度の在り方について」（平成27年9月14日、以下「情報通信審議会答申」）を受けた総務省からの措置要請を踏まえて、企業努力による更なる効率化・費用削減、償却方法の定額法への移行及び「コスト把握の精緻化」の３つの取組について、年度別の影響額を例外的に開示しています。 加えて、各取組の影響額の費用科目毎の内訳についても、料金算定に必要な範囲内で、租税公課、減価償却費、固定資産除却損の年度別の影響額を開示しています。 以上のように、今回の加入光ファイバの認可申請においては、当社の経営情報も含めて、最大限の情報開示をしているところですが、これ以上の内訳を開示した場合、定額法への移行による将来にわたる利益への影響や、後年度費用軽減施策の対象設備・実施規模・実施時期・費目等から施策の詳細な内容が類推可能になるなど、当社の事業運営ノウハウや財務戦略に係る経営情報がより詳細にわたって明らかになることから、開示することはできません。 なお、総務省に対しては、当社の経営情報も含めて、接続料の妥当性の検証に必要な情報を提出しており、十分な検証を受けているものと考えています。

区分	他事業者意見	当社意見
情報の開示	体額が開示されるに留まり、接続事業者において検証ができず、予見性も確保できないため、事業者が負担すべき金額のもととなる各施策の影響考慮後の費用明細表や固定資産明細表を情報開示頂くことに加え、各施策におけるこれらの明細表への年度毎影響額を開示すべきです。 【ソフトバンク株式会社】 今回、網使用料算定根拠資料の固定資産明細表・費用明細表等の詳細項目については、償却方法の定額法への移行等の個別影響考慮前の算定数値しか開示されておらず、個別影響の影響額については、外数で算定されたうえで、その結果が接続料水準に算入されております。 そのため、個別影響の算定内容については接続事業者から見てブラックボックスとなっており、今回の認可申請における想定費用と実績費用でどのような差異が生じたのか等について検証することができない一方で、予測と実績の乖離が発生した場合に事後的に乖離額調整を行うべく、NTT 東・西は、接続料規則第３条ただし書の規定に基づく許可を求める申請を行っております。 仮に、今回の接続料算定期間においても、特例的に事後の乖離額調整が認められるのであれば、少なくとも、そのような個別影響の影響額についても、算定内容の透明化が図られるべきであり、固定資産明細表・費用明細表等について、個別影響考慮前の算定数値のみならず、個別影響考慮後の算定数値についても接続事業者に開示すべきと考えます。 【ＫＤＤＩ株式会社】	

区分	他事業者意見	当社意見
耐用年数の見直し	＜光ファイバケーブルの耐用年数を見直すべきとのご意見＞ 光ファイバケーブルについて、現行の経済的耐用年数（架空 15 年、地下 21 年）の見直しを検討した結果、総務省殿の判断として、「直ちに経済的耐用年数を見直すことが必要とまでは言えない」との考えが示されておりますが、NTT 東西殿が最新の実績データに基づき、推計を行った確率分布関数による推計値の平均は、架空 18.7 年、地下 25.6 年と延びた結果となっております。 また、「長期増分費用モデル研究会」においては、「架空 17.6 年、地下 23.7 年とすることが適当」（平成 27 年１月 同研究会報告書）との考えから、平成 28 年度以降の接続料算定モデルの耐用年数の見直しを実施していることを鑑み、平成 28 年度以降の加入光ファイバ接続料の耐用年数は、新たに推計した結果を踏まえ、耐用年数「架空 18.7 年、地下 25.6 年」に見直すべきと考えます。 【DSL 事業者協議会】 NTT 東西殿は加入光ファイバの接続料算定におきまして、光ファイバケーブルの耐用年数(現行：架空ケーブル 15 年、地下ケーブル 21 年)について検討した結果として、耐用年数を見直すことが必要とまでは言えないとの判断をされましたが、NTT 東西殿が７つの確率分布関数から推計した結果は架空ケーブル 13～20 年、地下ケーブル 19～32 年であり、この結果は「加入者光ファイバに係る接続制度の在り方について」答申(平成 27 年９月)において示された「光ファイバの減価償却費の算定に用いる耐用年数について、平成 28 年度以降の電気通信事業会計及び接続会計の減価償却費の算定に、「経済的耐用年数」と同様に、架空 17.6 年、地下 23.7 年を用いる方向で検討することが適当」との見解で示された数値を否定するものではなく、今回見直しを行わなかった合理的な理由が明確ではありません。	光ファイバケーブルの耐用年数の見直しについては、固定資産データを用いた撤去法等による推計のみならず、日本公認会計士協会の監査・保証実務委員会実務指針（※）に基づき、「材質・構造・用途・使用上の環境」、「技術の革新」、「経済的事情の変化による陳腐化の危険の程度」の観点からも検討を行い、以下のような検討結果を勘案して、現行の経済的耐用年数の見直しが必要な状況には至っていないと判断したものです。 ○「材質・構造・用途・使用上の環境」については、平成 20 年度以降、材質・構造・用途・使用上の環境において特段の変更がないことから、見直しが必要な状況には至っていない。 ○「技術の革新」については、平成 20 年度以降、一部信頼性向上に係る技術開発はあるものの、導入が限定的であること、導入後の期間が短いことから、現時点では耐用年数に与える影響はほとんどないことから、見直しが必要な状況には至っていない。 ○「経済的事情の変化による陳腐化の危険の程度」については、平成 20 年度以降、ＦＴＴＨサービスを代替しうるサービスの利用が拡大しているものの、ＦＴＴＨサービスの需要も純増を続けており、陳腐化の危険の程度に変化が生じているとは認められないことから、見直しが必要な状況には至っていない。 ○固定資産データを用いて 7 つの確率分布関数により算出した耐用年数の推計結果は、架空ケーブルが長いもので 20 年、短いもので 13 年、地下ケーブルが長いもので 32 年、短いもので 19 年であり、現行の経済的耐用年数はその範囲内に収まっていることから、必ずしも見直しが必要な状況には至っていない。

区分	他事業者意見	当社意見
耐用年数の見直し	つきましては、光ファイバケーブルの耐用年数の見直しを引き続き検討すべきと考えます。 【ソフトバンク株式会社】 ＜光ファイバケーブルの耐用年数について、今後、実態との乖離が認められた場合は見直すべきとのご意見＞ 光ファイバケーブルの耐用年数見直しについては、昨年度の答申において、「NTT 東西においては、原則として、光ファイバの減価償却費の算定に用いる耐用年数について、平成 28 年度以降の電気通信事業会計及び接続会計の減価償却費の算定に、『経済的耐用年数』と同様に、架空 17.6 年、地下 23.7 年を用いる方向で検討することが適当である。ただし、上記によらない合理的な理由がある場合には、具体的な根拠（推計結果等）を明確にしつつ、総務省にその理由を報告するとともに、NTT 東西自らが公表することが適当である。」といった考え方が示されました。 今回の認可申請においては、当該答申に沿って、NTT 東・西が検討した結果を公表し、当該検討結果を踏まえた総務省の判断として、直ちに経済的耐用年数の見直しが必要とまでは言えないとの考え方が示されましたが、NTT 東・西の検討結果においても言及されているとおり、今後、実態との乖離が認められた場合は速やかに見直しを行うべきと考えます。 【ＫＤＤＩ株式会社】	なお、今後、環境や使用実態等の変化により正確な財務諸表を作成する上で耐用年数の見直しが必要と判断した場合には、適時適切に見直しを行う考えです。 （※）監査・保証実務委員会実務指針第 81 号「減価償却に関する当面の監査上の取扱い」（平成 24 年 2 月 14 日） ３．耐用年数の決定とその変更 ～中略～ 12. 耐用年数は、「資産」の単なる物理的使用可能期間ではなく、経済的使用可能予測期間に見合ったものでなければならない。 13. 耐用年数は、対象となる「資産」の材質・構造・用途等のほか、使用上の環境、技術の革新、経済事情の変化による陳腐化の危険の程度、その他当該企業の特殊的条件も考慮して、各企業が自己の「資産」につき、経済的使用可能予測期間を見積もって自主的に決定すべきである。同一条件（種類・材質・構造・用途・環境等が同一であること）の「資産」について異なる耐用年数の適用は認められない。

区分	他事業者意見	当社意見
乖離額調整	＜当社起因の施策において発生した乖離額を、事後に接続料原価へ算入することを認めるべきではないとのご意見＞ 本来、将来原価方式については、接続料規則において調整額は０と規定されており、現行制度上、乖離額調整については認められておりません。ただし、過去においては、政策的要請等を踏まえ、自社・他社ともに積極的な需要見積もりが行われたこともあり、予測と実績が乖離した場合の乖離額をNTT 東・西のみに負担させることは適当ではない等の考え方から、同令第３条ただし書の規定に基づく許可により、現在の接続料算定期間において発生した乖離額については、特例的に事後の接続料において乖離額調整が認められております。 しかしながら、今回の認可申請においては、NTT 東・西が平成31年度には主端末回線接続料が2,000円程度になると表明して昨年度の答申に至った経緯を鑑み、NTT 東・西自身が表明した接続料の低廉化の取組みを確実に実施するよう促し、接続料の低廉化を確固たるものにする必要があります。 したがって、今回認可申請された接続料水準について実効性を確保し、また、NTT 東・西のコスト削減インセンティブを継続的に確保する観点から、一芯当たりの実績費用が予測費用を上回った場合は、その要因を分析した上で、例えば、NTT 東・西の企業努力による更なる効率化・費用削減等、NTT 東・西が平成31年度2,000円程度の接続料水準を達成するために実行すると公言したNTT 東・西起因の施策において乖離額が発生した分については、事後に接続料への算入を認めるべきではありません。 また、NTT 東・西の企業努力による更なる効率化・費用削減等といった取組みについて、確実な実施を促すため、実施内容やその効果・実績について毎年度総務省に報告し、総務省において、認可申請時の内容と大きく異なっていないか等について確認することが必要だと考えます。	ケイ・オプティコム殿のご指摘のとおり、当社としても、接続料は原則として実績原価方式を用いて算定すべきと考えていますが、加入光ファイバについては、今後も新規かつ相当の需要の増加が見込まれる機能であること及び情報通信審議会答申の考え方を踏まえ、今回の接続料の算定に当たっては、平成２８年度から平成３１年度までの４年間について、年度ごとの需要と費用を予測して算定する将来原価方式を用いています。 また、将来原価方式は、一定の予測に基づく算定方式であり、原価・需要の実績は、今後のサービス・技術動向や経済情勢、消費動向、接続事業者の営業戦略等により変化するため、構造上、予測との乖離が不可避であること、特にＩＰブロードバンド通信市場は技術の変化や市場・競争環境の変化が激しく、複数年度の算定期間の中で予測と実績が大きく乖離する可能性があること、また、接続料は設備を利用する事業者が当年度の原価を応分に負担することが原則であることから、当年度の実績原価を把握した段階で実績収入と実績原価との差額を補正する仕組みが必要と考えます。 ＫＤＤＩ殿がご指摘のコスト削減インセンティブの観点については、そもそもコストの削減・効率化は当社が経営上当然行っていくものであり、接続料の低廉化を目的としたものではありませんが、その結果は接続料にも反映され、当社の利用部門もその影響を受けるものです。したがって、乖離額調整の有無に関わらず、コスト削減インセンティブは十分働く仕組みとなっており、当社は引き続き効率的な事業運営を行っていく考えです。

区分	他事業者意見	当社意見
乖離額調整	【ＫＤＤＩ株式会社】 <実績原価方式を採用するべきであり、将来原価方式を継続して採用するのであれば、乖離額調整は必要不可欠な制度であるとのご意見> 「加入光ファイバに係る接続制度の在り方について」答申にも示されたとおり、ＮＴＴ東西殿の加入光ファイバの接続料が急激に低廉化する場合には、「自己設置」「接続」「卸役務」の三形態のバランスが適切に確保されなくなるおそれがあり、自らリスクを取って設備投資を行っている電力系事業者やＣＡＴＶ事業者といった「自己設置」型の事業者の設備投資インセンティブに与える影響についても考慮することが必要です。このため、光ファイバ接続料の算定にあたっては、設備に係る実際のコストを適正に反映することが重要です。 ＮＴＴ東西殿の一部改正案は、主端末回線と分岐端末回線間での故障修理等のコスト把握の精緻化、将来原価方式で算定した接続料と実績との乖離を補償する乖離額調整、適正な光ファイバの耐用年数の検討といった、加入光ファイバに係る実際の設備コストを適正に接続料へ反映するための検討を経たものであり、これに賛同します。 しかし、将来原価方式は相当の需要増加が見込まれるサービスに適した方式であり、近年の光ファイバ需要の増加が鈍化していることや光サービス卸の開始による需要の増加も限定的であることを考慮すると、実績原価方式を採用するべきであると考えます。制度の継続性等の観点から将来原価方式を継続して採用するのであれば、乖離額調整は設備に係る実際のコストを接続料に適正に反映するために必要不可欠な制度です。このため、仮に乖離額調整により平成３１年度の主端末回線の接続料が2千円程度の水準を上回ることとなる場合でも、それが実際のコストを適正に反映しているのであれば乖離額調整は実施されるべきであり、恣意的な措置により	

区分	他事業者意見	当社意見
乖離額調整	接続料を低廉化させるべきではないと考えます。 【株式会社ケイ・オプティコム】	

区分	他事業者意見	当社意見
接続機能の廃止	＜機能廃止におけるルールを整備すべきとのご意見＞ 今後、例えば接続専用サービスで光ファイバをアクセス回線として利用しているレガシー系サービス等については、順次提供を終了していくことが予想されます。しかし、現状ではサービスの終了に至るまでのルールは全くなく、突然終了のお知らせを提示されることが懸念されます。その場合、時間的にも余裕がないことが想定され、お客様への周知、代替サービスの案内、通信機器の変更等といったお客様対応が後手に回ることになります。 そのため、終了対象サービスついて、その対象回線数、ユーザ・インタフェースや回線媒体の変更有無、代替サービス及び代替サービスへの移行準備期間等を考慮した上で、例えば５年程度前には NTT 東西殿から接続事業者に対しサービス提供終了についての協議を経て、新規受付停止及びサービス終了時期等の具体的なスケジュールを決定し、合わせて代替サービスを提案するという統一の廃止ルールが必要であると考えます。 【ソフトバンク株式会社】 今後、メガデータネッツ等を含む NTT 東・西のレガシー系サービスや接続機能については、設備の老朽化やマイグレーションに伴い、継続的な提供が行われなくなる可能性があります。 ボトルネック性を有する第一種指定電気通信設備を保有する NTT 東・西が、突然、サービスや機能の提供を終了した場合、これらのサービスや機能の利用者は大きな影響を受けるため、利用者保護の観点で、サービスや機能の休廃止に係る規律を整備することが必要です。 この点に関連して、電話網移行円滑化委員会において、NTT 東・西が電話網の IP 網への移行に伴い廃止するとしているサ	当社としては、これまでもお客様へご迷惑をおかけしない観点から、接続機能を廃止せざるを得ない状況が明らかとなった時点で、速やかに接続事業者への周知を実施するとともに、当該事業者よりご要望を頂ければ、代替サービスのご提案をさせていただく等、円滑な移行に向けて誠実に対応してきたところであり、機能廃止に係る統一的なルール・規律を追加的に整備する必要はないものと考えます。 なお、例示の米国における事業者が役務の廃止等を行う場合にＦＣＣ（連邦通信委員会）の認可を必要とする事例については「ボトルネック性を持つ固定アクセス回線を保有する事業者」のみではなく、電気通信事業者全体に係るものであると認識しております。

区分	他事業者意見	当社意見
接続機能の廃止	ービスに係る利用者対応の在り方について検討が行われておりますが、米国において、ボトルネック性を持つ固定アクセス回線を保有する事業者が役務の廃止等を行う場合にFCC（連邦通信委員会）の認可を必要としている事例等も参考に、NTT東・西が提供するサービスや接続機能の休廃止に係る規律を幅広く検討すべきと考えます。 【ＫＤＤＩ株式会社】	

<table>
<tr><th>区分</th><th>他事業者意見</th><th>当社意見</th></tr>
<tr>
<td>報酬</td>
<td>
＜自己資本利益率を合理的な範囲で引き下げる等の検討を行う必要があるとのご意見＞
接続料の算定に当たっては、電気通信事業法において「能率的な経営の下における原価に照らし公正妥当なものであること」（第三十三条第4項第二号）が規定されておりますが、NTT 東西殿の光ファイバケーブルの芯線利用率が 40%程度という低い稼働状況は NTT 東西殿の過剰投資の結果であり、決して能率的な経営が行われているとは言えない状況と考えます。
また、報酬を算定する際に使用する主要企業の自己資本利益率は、「能率的な経営の下における原価に照らし公正妥当な」レートベースに掛け合わせることを前提に採用されていると認識しており、現状の過剰投資による高水準なレートベースに掛け合わせる数値として主要企業の自己資本利益率を採用することは合理的ではないと考えます。
自己資本利益率は、接続料規則上、「『期待自己資本利益（＝リスクの低い金融商品の平均金利＋β×（他産業における主要企業の平均自己資本利益率－リスクの低い金融商品の平均金利））の過去三年間の平均値』または『他産業における主要企業の過去五年間の平均自己資本利益率』のいずれか低い方を上限とした合理的な値」（第十二条第3項）と規定されているため、必ずしも上限値を採用する必要性はなく、加えて上記の通り能率的な経営が行われているとは言えない現状を踏まえると、自己資本利益率を合理的な範囲で引き下げる等の検討を行う必要があるものと考えます。
また、自己資本比率は特に NTT 東日本殿で上昇が続いており平成 26 年度ベースで 75%と高い水準になっておりますが、高い報酬額を接続事業者が負担する一因となっており、これを是正するため主要企業の自己資本比率等を採用することも併せてご検討頂きたくお願いいたします。
</td>
<td>
自己資本費用を含む報酬については、接続料規則に則り、適切に算定しています。
また、投資の効率化は当社が経営上当然行っていくものであり、接続料の低廉化を目的としたものではありませんが、その結果は接続料にも反映され、当社の利用部門もその影響を受けることから、投資削減インセンティブは十分働く仕組みとなっており、当社は引き続き効率的な投資に努めていく考えです。
なお、情報通信審議会 電気通信事業政策部会 接続政策委員会（第２３回）（平成２７年３月１８日）における関係事業者ヒアリングにおいて当社がご説明したとおり、主端末回線を収容する光ケーブルの未利用芯線は、故障発生時には不良となった芯線を新しい芯線に切り替えて即応する必要があること、新たな芯線の需要の発生の都度、繰り返し新たにケーブルを敷設することは不経済であること等の理由からあらかじめ用意しているものであり、当社や接続事業者が、円滑なサービス提供を行っていく上で将来使用する見込みの芯線であることから、常に必要なものであり、それらの未利用芯線も含めて効率的な事業運営を行っています。また、芯線使用率は、本件に係る申請概要に記載のあるとおり、以下のとおりとなっております。
＜予測期間における利用芯線の割合※＞
<table>
<tr><th></th><th>26年度
末実績</th><th>27年度
末見込</th><th>28年度
末見込</th><th>29年度
末見込</th><th>30年度
末見込</th><th>31年度
末見込</th></tr>
<tr><td>NTT
東日本</td><td>55.8%</td><td>56.8%</td><td>57.9%</td><td>59.0%</td><td>60.0%</td><td>61.1%</td></tr>
</table>
※ＮＴＴビルからの局出し区間におけるもの。保守用芯線も利用芯線として計算。
</td>
</tr>
</table>

<table>
<tr><th>区分</th><th>他事業者意見</th><th>当社意見</th></tr>
<tr><td>報酬</td><td>【参考】NTT 東日本殿におけるレートベース推移と接続料原価に占める報酬の割合 |	平成 28 年度予測	平成 29 年度予測	平成 30 年度予測	平成 31 年度予測
レートベース（百万円）	785,546	791,676	794,879	794,222
報酬が接続料原価に占める割合	37%	39%	40%	45% | 【ソフトバンク株式会社】</td><td></td></tr>
</table>

区分	他事業者意見	当社意見
接続料水準	＜直近の平成28年度接続料においては、収容率によっては値上げになることを認識すべきとのご意見＞ 今回、シェアドアクセス方式の主端末回線接続料は、乖離額調整の平準化（平成27年度乖離額調整見込を平成29年度及び平成30年度接続料に按分）等の措置を含めて、平成28年度の2,675円から平成31年度の2,036円（平成27年度2,929円。NTT東、保守区分タイプ1-2の場合）へなだらかに低廉化する水準で認可申請が行われております。 しかしながら、直近の平成28年度接続料を見ると、乖離額調整の影響を大きく受けて、主端末回線接続料及び分岐端末回線接続料のトータルで考えると、平均収容数が、NTT東で1.95以上、NTT西で1.56以上の場合は、収容数が高くなるほど大幅な値上げになっているという事実をしっかりと認識すべきです。 【ＫＤＤＩ株式会社】	今回の加入光ファイバ接続料の算定においては、情報通信審議会答申の考え方を踏まえ、企業努力による更なる効率化・費用削減、償却方法の見直し及び「コスト把握の精緻化」に係る取組の影響を個別に織り込んで、適切に算定しています。

区分	他事業者意見	当社意見
コスト把握の精緻化	<サンプル調査について、総務省において問題がないことを確認するとともに、接続事業者へ可能な限り情報を開示すべきとのご意見> 「コスト把握の精緻化」は、主端末回線と分岐端末回線の間で電柱、故障修理等のコスト把握について精緻化を行うもので、結果として、従来の算定と比べて、主端末回線は値下げ、分岐端末回線は値上げという形で接続料が算定されるため、シェアドアクセス方式の接続事業者、とりわけ高収容数の接続事業者に、接続料の負担増という形で大きな影響を及ぼします。 一方で、「コスト把握の精緻化」を行うためのコストドライバーについては、サンプル調査によって実績の把握が行われているため、このサンプル調査に偏りが発生していないのか、実態に即した算定になっているのか等について、総務省が内容を精査して問題がないことを確認するとともに、サンプル調査の具体的な内容・詳細結果について、一部については当社からの要望に応じて個別にNTT東・西から情報開示いただいておりますが、接続事業者へ可能な限り情報を開示し、算定方法の透明化を図ることが必要です。 【ＫＤＤＩ株式会社】	電柱調査及び故障修理調査の実施にあたっては、都市部と地方部のバランスや、加入規模等を考慮して、偏りが生じないように調査対象の県域・ビルを選定しております。 また、接続事業者からの情報開示の要望に対しては、当社の事業運営のノウハウに係る経営情報等を除き、可能な限り情報開示に努めています。

区分	他事業者意見	当社意見
８収容の原則	＜運用の徹底に努めるべきとのご意見＞ シェアドアクセス方式では、１ユーザ当たりの接続料負担を引き下げるためには、1 主端末回線当たりのユーザ収容数の向上が必要であり、そのためには、１光配線区画あたりの世帯数の適正化及び1光配線区画における局外スプリッタの適正設置（「8 収容の原則」の徹底）が重要な要素となります。 今回、８収容の原則及び当該原則が適切に適用されなかった場合の対処が接続約款に規定されますが、NTT 東・西においては、当該原則が適切に適用されなければ接続約款の規定に基づき対応すればよいということではなく、当該原則が適切に適用されないケースが発生しないよう、運用の徹底に努めることが必要です。 【ＫＤＤＩ株式会社】	当社としては、８収容の原則に則り、今後も適正な運用に努めていく考えです。

再 意 見 書

平成２８年７月４日

総務省　総合通信基盤局　電気通信事業部
料金サービス課　殿

郵便番号　５４０－８５１１
おおさかふおおさかしちゅうおうくばんばちょうばん　ごう
住　　所　大阪府大阪市中央区馬場町３番１５号
にしにっぽんでんしんでんわかぶしきがいしゃ
氏　　名　西日本電信電話株式会社
むらお　かずとし
代表取締役社長　村尾　和俊

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第４条及び接続に関する議事手続規則第２条の規定により、平成２８年５月２８日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

別紙

接続約款の変更案への意見に対する再意見

－平成２８年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定に係る接続約款の措置－

平 成 ２ ８ 年 ７ 月 ４ 日

西日本電信電話株式会社

＜Ｈ２８　加入光接続料　再意見＞

区分	他事業者意見	当社意見
情報の開示	＜接続料の低廉化を図る取組が固定資産明細表・費用明細表に与える影響額等を開示すべきとのご意見＞ 「加入光ファイバに係る接続制度の在り方について」（平成 27 年 9 月 14 日情報通信審議会答申）の答申で示された「新たな需要創出を前提とした大胆な推計では 2019（平成 31）年度には主端末回線接続料は 2,000 円程度になる見込み」というNTT 東西殿の考え方を踏まえ、平成 28 年度から平成 31 年度までの 4 年間の接続料が算定された結果、平成 31 年度ではNTT 東日本殿:2,036 円、NTT 西日本殿:2,044 円と 2,000 円程度の接続料水準となりましたが、各年度の接続料水準の妥当性を検証する必要があると考えます。 この度の申請では、接続料の低廉化措置として以下の取り組みが実施されますが、それぞれの措置が各年度において費用明細や固定資産明細に与える影響額について開示すべきと考えます。 ・ 企業努力による更なる効率化・費用削減 ・ 償却方法の定額法への移行及び後年度費用の軽減施策 ・ 「コスト把握の精緻化」 【DSL 事業者協議会】 東日本電信電話株式会社（以下、「NTT 東日本殿」といいます。）、西日本電信電話株式会社（以下、「NTT 西日本殿」といいます。）（以下併せて「NTT 東西殿」といいます。）の加入光ファイバ主端末回線に係る接続料は、平成 31 年度で NTT 東日本殿：2,036 円、NTT 西日本殿：2,044 円となっておりますが、その主たる要因として減価償却方法の定率法から定額法への変更、コスト把握の精緻化及び後年度費用の軽減施策によるものと理解しています。 しかし、網使用料算定根拠等の開示資料ではその影響の全	個別の施策に係る効果額や影響額については、当社の事業運営ノウハウや財務戦略に係る経営情報そのものであり、これまでの接続料の認可申請においても基本的に開示していませんが、今回の加入光ファイバ接続料の認可申請においては、情報通信審議会答申「加入光ファイバに係る接続制度の在り方について」（平成 27 年 9 月 14 日、以下「情報通信審議会答申」）を受けた総務省からの措置要請を踏まえて、企業努力による更なる効率化・費用削減、償却方法の定額法への移行及び「コスト把握の精緻化」の３つの取組について、年度別の影響額を例外的に開示しています。 加えて、各取組の影響額の費用科目毎の内訳についても、料金算定に必要な範囲内で、租税公課、減価償却費、固定資産除却損の年度別の影響額を開示しています。 以上のように、今回の加入光ファイバの認可申請においては、当社の経営情報も含めて、最大限の情報開示をしているところですが、これ以上の内訳を開示した場合、定額法への移行による将来にわたる利益への影響や、後年度費用軽減施策の対象設備・実施規模・実施時期・費目等から施策の詳細な内容が類推可能になるなど、当社の事業運営ノウハウや財務戦略に係る経営情報がより詳細にわたって明らかになることから、開示することはできません。 なお、総務省に対しては、当社の経営情報も含めて、接続料の妥当性の検証に必要な情報を提出しており、十分な検証を受けているものと考えています。

区分	他事業者意見	当社意見
情報の開示	体額が開示されるに留まり、接続事業者において検証ができず、予見性も確保できないため、事業者が負担すべき金額のもととなる各施策の影響考慮後の費用明細表や固定資産明細表を情報開示頂くことに加え、各施策におけるこれらの明細表への年度毎影響額を開示すべきです。 【ソフトバンク株式会社】 今回、網使用料算定根拠資料の固定資産明細表・費用明細表等の詳細項目については、償却方法の定額法への移行等の個別影響考慮前の算定数値しか開示されておらず、個別影響の影響額については、外数で算定されたうえで、その結果が接続料水準に算入されております。 そのため、個別影響の算定内容については接続事業者から見てブラックボックスとなっており、今回の認可申請における想定費用と実績費用でどのような差異が生じたのか等について検証することができない一方で、予測と実績の乖離が発生した場合に事後的に乖離額調整を行うべく、NTT 東・西は、接続料規則第３条ただし書の規定に基づく許可を求める申請を行っております。 仮に、今回の接続料算定期間においても、特例的に事後の乖離額調整が認められるのであれば、少なくとも、そのような個別影響の影響額についても、算定内容の透明化が図られるべきであり、固定資産明細表・費用明細表等について、個別影響考慮前の算定数値のみならず、個別影響考慮後の算定数値についても接続事業者に開示すべきと考えます。 【ＫＤＤＩ株式会社】	

区分	他事業者意見	当社意見
耐用年数の見直し	＜光ファイバケーブルの耐用年数を見直すべきとのご意見＞ 光ファイバケーブルについて、現行の経済的耐用年数（架空 15 年、地下 21 年）の見直しを検討した結果、総務省殿の判断として、「直ちに経済的耐用年数を見直すことが必要とまでは言えない」との考えが示されておりますが、NTT 東西殿が最新の実績データに基づき、推計を行った確率分布関数による推計値の平均は、架空 18.7 年、地下 25.6 年と延びた結果となっております。 また、「長期増分費用モデル研究会」においては、「架空 17.6 年、地下 23.7 年とすることが適当」（平成 27 年１月 同研究会報告書）との考えから、平成 28 年度以降の接続料算定モデルの耐用年数の見直しを実施していることを鑑み、平成 28 年度以降の加入光ファイバ接続料の耐用年数は、新たに推計した結果を踏まえ、耐用年数「架空 18.7 年、地下 25.6 年」に見直すべきと考えます。 【DSL 事業者協議会】 NTT 東西殿は加入光ファイバの接続料算定におきまして、光ファイバケーブルの耐用年数(現行：架空ケーブル 15 年、地下ケーブル 21 年)について検討した結果として、耐用年数を見直すことが必要とまでは言えないとの判断をされましたが、NTT 東西殿が７つの確率分布関数から推計した結果は架空ケーブル 13～20 年、地下ケーブル 19～32 年であり、この結果は「加入者光ファイバに係る接続制度の在り方について」答申(平成 27 年 9 月)において示された「光ファイバの減価償却費の算定に用いる耐用年数について、平成 28 年度以降の電気通信事業会計及び接続会計の減価償却費の算定に、「経済的耐用年数」と同様に、架空 17.6 年、地下 23.7 年を用いる方向で検討することが適当」との見解で示された数値を否定するものではなく、今回見直しを行わなかった合理的な理由が明確ではありません。	光ファイバケーブルの耐用年数の見直しについては、固定資産データを用いた撤去法等による推計のみならず、日本公認会計士協会の監査・保証実務委員会実務指針（※）に基づき、「材質・構造・用途・使用上の環境」、「技術の革新」、「経済的事情の変化による陳腐化の危険の程度」の観点からも検討を行い、以下のような検討結果を勘案して、現行の経済的耐用年数の見直しが必要な状況には至っていないと判断したものです。 ○「材質・構造・用途・使用上の環境」については、平成 20 年度以降、材質・構造・用途・使用上の環境において特段の変更がないことから、見直しが必要な状況には至っていない。 ○「技術の革新」については、平成 20 年度以降、一部信頼性向上に係る技術開発はあるものの、導入が限定的であること、導入後の期間が短いことから、現時点では耐用年数に与える影響はほとんどないことから、見直しが必要な状況には至っていない。 ○「経済的事情の変化による陳腐化の危険の程度」については、平成 20 年度以降、ＦＴＴＨサービスを代替しうるサービスの利用が拡大しているものの、ＦＴＴＨサービスの需要も純増を続けており、陳腐化の危険の程度に変化が生じているとは認められないことから、見直しが必要な状況には至っていない。 ○固定資産データを用いて 7 つの確率分布関数により算出した耐用年数の推計結果は、架空ケーブルが長いもので 20 年、短いもので 13 年、地下ケーブルが長いもので 32 年、短いもので 19 年であり、現行の経済的耐用年数はその範囲内に収まっていることから、必ずしも見直しが必要な状況には至っていない。

区分	他事業者意見	当社意見
耐用年数の見直し	つきましては、光ファイバケーブルの耐用年数の見直しを引き続き検討すべきと考えます。 【ソフトバンク株式会社】 <光ファイバケーブルの耐用年数について、今後、実態との乖離が認められた場合は見直すべきとのご意見> 光ファイバケーブルの耐用年数見直しについては、昨年度の答申において、「NTT 東西においては、原則として、光ファイバの減価償却費の算定に用いる耐用年数について、平成 28 年度以降の電気通信事業会計及び接続会計の減価償却費の算定に、『経済的耐用年数』と同様に、架空 17.6 年、地下 23.7 年を用いる方向で検討することが適当である。ただし、上記によらない合理的な理由がある場合には、具体的な根拠（推計結果等）を明確にしつつ、総務省にその理由を報告するとともに、NTT 東西自らが公表することが適当である。」といった考え方が示されました。 今回の認可申請においては、当該答申に沿って、NTT 東・西が検討した結果を公表し、当該検討結果を踏まえた総務省の判断として、直ちに経済的耐用年数の見直しが必要とまでは言えないとの考え方が示されましたが、NTT 東・西の検討結果においても言及されているとおり、今後、実態との乖離が認められた場合は速やかに見直しを行うべきと考えます。 【ＫＤＤＩ株式会社】	なお、今後、環境や使用実態等の変化により正確な財務諸表を作成する上で耐用年数の見直しが必要と判断した場合には、適時適切に見直しを行う考えです。 （※）監査・保証実務委員会実務指針第 81 号「減価償却に関する当面の監査上の取扱い」（平成 24 年 2 月 14 日） ３．耐用年数の決定とその変更 ～中略～ 12. 耐用年数は、「資産」の単なる物理的使用可能期間ではなく、経済的使用可能予測期間に見合ったものでなければならない。 13. 耐用年数は、対象となる「資産」の材質・構造・用途等のほか、使用上の環境、技術の革新、経済事情の変化による陳腐化の危険の程度、その他当該企業の特殊的条件も考慮して、各企業が自己の「資産」につき、経済的使用可能予測期間を見積もって自主的に決定すべきである。同一条件（種類・材質・構造・用途・環境等が同一であること）の「資産」について異なる耐用年数の適用は認められない。

区分	他事業者意見	当社意見
乖離額調整	＜当社起因の施策において発生した乖離額を、事後に接続料原価へ算入することを認めるべきではないとのご意見＞ 本来、将来原価方式については、接続料規則において調整額は０と規定されており、現行制度上、乖離額調整については認められておりません。ただし、過去においては、政策的要請等を踏まえ、自社・他社ともに積極的な需要見積もりが行われたこともあり、予測と実績が乖離した場合の乖離額をNTT 東・西のみに負担させることは適当ではない等の考え方から、同令第３条ただし書の規定に基づく許可により、現在の接続料算定期間において発生した乖離額については、特例的に事後の接続料において乖離額調整が認められております。 しかしながら、今回の認可申請においては、NTT 東・西が平成31年度には主端末回線接続料が2,000円程度になると表明して昨年度の答申に至った経緯を鑑み、NTT 東・西自身が表明した接続料の低廉化の取組みを確実に実施するよう促し、接続料の低廉化を確固たるものにする必要があります。 したがって、今回認可申請された接続料水準について実効性を確保し、また、NTT 東・西のコスト削減インセンティブを継続的に確保する観点から、一芯当たりの実績費用が予測費用を上回った場合は、その要因を分析した上で、例えば、NTT 東・西の企業努力による更なる効率化・費用削減等、NTT 東・西が平成31年度2,000円程度の接続料水準を達成するために実行すると公言したNTT 東・西起因の施策において乖離額が発生した分については、事後に接続料への算入を認めるべきではありません。 また、NTT 東・西の企業努力による更なる効率化・費用削減等といった取組みについて、確実な実施を促すため、実施内容やその効果・実績について毎年度総務省に報告し、総務省において、認可申請時の内容と大きく異なっていないか等について確認することが必要だと考えます。	ケイ・オプティコム殿のご指摘のとおり、当社としても、接続料は原則として実績原価方式を用いて算定すべきと考えていますが、加入光ファイバについては、今後も新規かつ相当の需要の増加が見込まれる機能であること及び情報通信審議会答申の考え方を踏まえ、今回の接続料の算定に当たっては、平成２８年度から平成３１年度までの４年間について、年度ごとの需要と費用を予測して算定する将来原価方式を用いています。 また、将来原価方式は、一定の予測に基づく算定方式であり、原価・需要の実績は、今後のサービス・技術動向や経済情勢、消費動向、接続事業者の営業戦略等により変化するため、構造上、予測との乖離が不可避であること、特にＩＰブロードバンド通信市場は技術の変化や市場・競争環境の変化が激しく、複数年度の算定期間の中で予測と実績が大きく乖離する可能性があること、また、接続料は設備を利用する事業者が当年度の原価を応分に負担することが原則であることから、当年度の実績原価を把握した段階で実績収入と実績原価との差額を補正する仕組みが必要と考えます。 ＫＤＤＩ殿がご指摘のコスト削減インセンティブの観点については、そもそもコストの削減・効率化は当社が経営上当然行っていくものであり、接続料の低廉化を目的としたものではありませんが、その結果は接続料にも反映され、当社の利用部門もその影響を受けるものです。したがって、乖離額調整の有無に関わらず、コスト削減インセンティブは十分働く仕組みとなっており、当社は引き続き効率的な事業運営を行っていく考えです。

区分	他事業者意見	当社意見
乖離額調整	【ＫＤＤＩ株式会社】 <実績原価方式を採用するべきであり、将来原価方式を継続して採用するのであれば、乖離額調整は必要不可欠な制度であるとのご意見> 「加入光ファイバに係る接続制度の在り方について」答申にも示されたとおり、ＮＴＴ東西殿の加入光ファイバの接続料が急激に低廉化する場合には、「自己設置」「接続」「卸役務」の三形態のバランスが適切に確保されなくなるおそれがあり、自らリスクを取って設備投資を行っている電力系事業者やＣＡＴＶ事業者といった「自己設置」型の事業者の設備投資インセンティブに与える影響についても考慮することが必要です。このため、光ファイバ接続料の算定にあたっては、設備に係る実際のコストを適正に反映することが重要です。 ＮＴＴ東西殿の一部改正案は、主端末回線と分岐端末回線間での故障修理等のコスト把握の精緻化、将来原価方式で算定した接続料と実績との乖離を補償する乖離額調整、適正な光ファイバの耐用年数の検討といった、加入光ファイバに係る実際の設備コストを適正に接続料へ反映するための検討を経たものであり、これに賛同します。 しかし、将来原価方式は相当の需要増加が見込まれるサービスに適した方式であり、近年の光ファイバ需要の増加が鈍化していることや光サービス卸の開始による需要の増加も限定的であることを考慮すると、実績原価方式を採用するべきであると考えます。制度の継続性等の観点から将来原価方式を継続して採用するのであれば、乖離額調整は設備に係る実際のコストを接続料に適正に反映するために必要不可欠な制度です。このため、仮に乖離額調整により平成３１年度の主端末回線の接続料が 2 千円程度の水準を上回ることとなる場合でも、それが実際のコストを適正に反映しているのであれば乖離額調整は実施されるべきであり、恣意的な措置により	

区分	他事業者意見	当社意見
乖離額調整	接続料を低廉化させるべきではないと考えます。 【株式会社ケイ・オプティコム】	

区分	他事業者意見	当社意見
接続機能の廃止	＜機能廃止におけるルールを整備すべきとのご意見＞ 今後、例えば接続専用サービスで光ファイバをアクセス回線として利用しているレガシー系サービス等については、順次提供を終了していくことが予想されます。しかし、現状ではサービスの終了に至るまでのルールは全くなく、突然終了のお知らせを提示されることが懸念されます。その場合、時間的にも余裕がないことが想定され、お客様への周知、代替サービスの案内、通信機器の変更等といったお客様対応が後手に回ることになります。 そのため、終了対象サービスついて、その対象回線数、ユーザ・インタフェースや回線媒体の変更有無、代替サービス及び代替サービスへの移行準備期間等を考慮した上で、例えば５年程度前には NTT 東西殿から接続事業者に対しサービス提供終了についての協議を経て、新規受付停止及びサービス終了時期等の具体的なスケジュールを決定し、合わせて代替サービスを提案するという統一の廃止ルールが必要であると考えます。 【ソフトバンク株式会社】 今後、メガデータネッツ等を含む NTT 東・西のレガシー系サービスや接続機能については、設備の老朽化やマイグレーションに伴い、継続的な提供が行われなくなる可能性があります。 ボトルネック性を有する第一種指定電気通信設備を保有する NTT 東・西が、突然、サービスや機能の提供を終了した場合、これらのサービスや機能の利用者は大きな影響を受けるため、利用者保護の観点で、サービスや機能の休廃止に係る規律を整備することが必要です。 この点に関連して、電話網移行円滑化委員会において、NTT 東・西が電話網の IP 網への移行に伴い廃止するとしているサ	当社としては、これまでもお客様へご迷惑をおかけしない観点から、接続機能を廃止せざるを得ない状況が明らかとなった時点で、速やかに接続事業者への周知を実施するとともに、当該事業者よりご要望を頂ければ、代替サービスのご提案をさせていただく等、円滑な移行に向けて誠実に対応してきたところであり、機能廃止に係る統一的なルール・規律を追加的に整備する必要はないものと考えます。 なお、例示の米国における事業者が役務の廃止等を行う場合にＦＣＣ（連邦通信委員会）の認可を必要とする事例については「ボトルネック性を持つ固定アクセス回線を保有する事業者」のみではなく、電気通信事業者全体に係るものであると認識しております。

区分	他事業者意見	当社意見
接続機能の廃止	ービスに係る利用者対応の在り方について検討が行われておりますが、米国において、ボトルネック性を持つ固定アクセス回線を保有する事業者が役務の廃止等を行う場合にFCC（連邦通信委員会）の認可を必要としている事例等も参考に、NTT東・西が提供するサービスや接続機能の休廃止に係る規律を幅広く検討すべきと考えます。 【ＫＤＤＩ株式会社】	

<table>
<tr><th>区分</th><th>他事業者意見</th><th>当社意見</th></tr>
<tr><td>報酬</td><td>＜自己資本利益率を合理的な範囲で引き下げる等の検討を行う必要があるとのご意見＞

接続料の算定に当たっては、電気通信事業法において「能率的な経営の下における原価に照らし公正妥当なものであること」（第三十三条第4項第二号）が規定されておりますが、NTT東西殿の光ファイバケーブルの芯線利用率が40%程度という低い稼働状況はNTT東西殿の過剰投資の結果であり、決して能率的な経営が行われているとは言えない状況と考えます。

また、報酬を算定する際に使用する主要企業の自己資本利益率は、「能率的な経営の下における原価に照らし公正妥当な」レートベースに掛け合わせることを前提に採用されていると認識しており、現状の過剰投資による高水準なレートベースに掛け合わせる数値として主要企業の自己資本利益率を採用することは合理的ではないと考えます。

自己資本利益率は、接続料規則上、「『期待自己資本利益（＝リスクの低い金融商品の平均金利＋β×（他産業における主要企業の平均自己資本利益率－リスクの低い金融商品の平均金利））の過去三年間の平均値』または『他産業における主要企業の過去五年間の平均自己資本利益率』のいずれか低い方を上限とした合理的な値」（第十二条第3項）と規定されているため、必ずしも上限値を採用する必要性はなく、加えて上記の通り能率的な経営が行われているとは言えない現状を踏まえると、自己資本利益率を合理的な範囲で引き下げる等の検討を行う必要があるものと考えます。

また、自己資本比率は特にNTT東日本殿で上昇が続いており平成26年度ベースで75%と高い水準になっておりますが、高い報酬額を接続事業者が負担する一因となっており、これを是正するため主要企業の自己資本比率等を採用することも併せてご検討頂きたくお願いいたします。</td><td>自己資本費用を含む報酬については、接続料規則に則り、適切に算定しています。

また、投資の効率化は当社が経営上当然行っていくものであり、接続料の低廉化を目的としたものではありませんが、その結果は接続料にも反映され、当社の利用部門もその影響を受けることから、投資削減インセンティブは十分働く仕組みとなっており、当社は引き続き効率的な投資に努めていく考えです。

なお、情報通信審議会 電気通信事業政策部会 接続政策委員会（第２３回）（平成２７年３月１８日）における関係事業者ヒアリングにおいて当社がご説明したとおり、主端末回線を収容する光ケーブルの未利用芯線は、故障発生時には不良となった芯線を新しい芯線に切り替えて即応する必要があること、新たな芯線の需要の発生の都度、繰り返し新たにケーブルを敷設することは不経済であること等の理由からあらかじめ用意しているものであり、当社や接続事業者が、円滑なサービス提供を行っていく上で将来使用する見込みの芯線であることから、常に必要なものであり、それらの未利用芯線も含めて効率的な事業運営を行っています。また、芯線使用率は、本件に係る申請概要に記載のあるとおり、以下のとおりとなっております。

＜予測期間における利用芯線の割合※＞
<table>
<tr><th></th><th>26年度
末実績</th><th>27年度
末見込</th><th>28年度
末見込</th><th>29年度
末見込</th><th>30年度
末見込</th><th>31年度
末見込</th></tr>
<tr><td>NTT
西日本</td><td>55.3%</td><td>56.1%</td><td>56.4%</td><td>56.4%</td><td>57.1%</td><td>57.8%</td></tr>
</table>
※ＮＴＴビルからの局出し区間におけるもの。保守用芯線も利用芯線として計算。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>区分</th><th>他事業者意見</th><th>当社意見</th></tr>
<tr><td>報酬</td><td>【参考】NTT 東日本殿におけるレートベース推移と接続料原価に占める報酬の割合
<table>
<tr><th></th><th>平成 28 年度予測</th><th>平成 29 年度予測</th><th>平成 30 年度予測</th><th>平成 31 年度予測</th></tr>
<tr><td>レートベース（百万円）</td><td>785,546</td><td>791,676</td><td>794,879</td><td>794,222</td></tr>
<tr><td>報酬が接続料原価に占める割合</td><td>37%</td><td>39%</td><td>40%</td><td>45%</td></tr>
</table>
【ソフトバンク株式会社】</td><td></td></tr>
</table>

区分	他事業者意見	当社意見
接続料水準	＜直近の平成28年度接続料においては、収容率によっては値上げになることを認識すべきとのご意見＞ 今回、シェアドアクセス方式の主端末回線接続料は、乖離額調整の平準化（平成27年度乖離額調整見込を平成29年度及び平成30年度接続料に按分）等の措置を含めて、平成28年度の2,675円から平成31年度の2,036円(平成27年度2,929円。NTT東、保守区分タイプ1-2の場合）へなだらかに低廉化する水準で認可申請が行われております。 しかしながら、直近の平成28年度接続料を見ると、乖離額調整の影響を大きく受けて、主端末回線接続料及び分岐端末回線接続料のトータルで考えると、平均収容数が、NTT東で1.95以上、NTT西で1.56以上の場合は、収容数が高くなるほど大幅な値上げになっているという事実をしっかりと認識すべきです。 【ＫＤＤＩ株式会社】	今回の加入光ファイバ接続料の算定においては、情報通信審議会答申の考え方を踏まえ、企業努力による更なる効率化・費用削減、償却方法の見直し及び「コスト把握の精緻化」に係る取組の影響を個別に織り込んで、適切に算定しています。

区分	他事業者意見	当社意見
コスト把握の精緻化	<サンプル調査について、総務省において問題がないことを確認するとともに、接続事業者へ可能な限り情報を開示すべきとのご意見> 「コスト把握の精緻化」は、主端末回線と分岐端末回線の間で電柱、故障修理等のコスト把握について精緻化を行うもので、結果として、従来の算定と比べて、主端末回線は値下げ、分岐端末回線は値上げという形で接続料が算定されるため、シェアドアクセス方式の接続事業者、とりわけ高収容数の接続事業者に、接続料の負担増という形で大きな影響を及ぼします。 一方で、「コスト把握の精緻化」を行うためのコストドライバーについては、サンプル調査によって実績の把握が行われているため、このサンプル調査に偏りが発生していないのか、実態に即した算定になっているのか等について、総務省が内容を精査して問題がないことを確認するとともに、サンプル調査の具体的な内容・詳細結果について、一部については当社からの要望に応じて個別にNTT東・西から情報開示いただいておりますが、接続事業者へ可能な限り情報を開示し、算定方法の透明化を図ることが必要です。 【ＫＤＤＩ株式会社】	電柱調査及び故障修理調査の実施にあたっては、都市部と地方部のバランスや、加入規模等を考慮して、偏りが生じないように調査対象の県域・ビルを選定しております。 また、接続事業者からの情報開示の要望に対しては、当社の事業運営のノウハウに係る経営情報等を除き、可能な限り情報開示に努めています。

区分	他事業者意見	当社意見
８収容の原則	<運用の徹底に努めるべきとのご意見> シェアドアクセス方式では、１ユーザ当たりの接続料負担を引き下げるためには、1 主端末回線当たりのユーザ収容数の向上が必要であり、そのためには、１光配線区画あたりの世帯数の適正化及び1光配線区画における局外スプリッタの適正設置（「8 収容の原則」の徹底）が重要な要素となります。 今回、８収容の原則及び当該原則が適切に適用されなかった場合の対処が接続約款に規定されますが、NTT 東・西においては、当該原則が適切に適用されなければ接続約款の規定に基づき対応すればよいということではなく、当該原則が適切に適用されないケースが発生しないよう、運用の徹底に努めることが必要です。 【ＫＤＤＩ株式会社】	当社としては、８収容の原則に則り、今後も適正な運用に努めていく考えです。

再意見書

平成 28 年 7 月 4 日

総務省総合通信基盤局
料金サービス課 殿

郵便番号 650-0027
（ふりがな）ひょうごけんこうべしちゅうおうくなかまちどおり
住所 兵庫県神戸市中央区中町通 2 丁目
3 番 2 号 三共神戸ツインビル 7 階
（関西ブロードバンド株式会社 内）
（ふりがな）でぃーえすえるじぎょうしゃきょうぎかい かいちょう みす ひさし
氏名 DSL事業者協議会 会長 三須 久

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第４条及び接続に関する議事手続規則第２条の規定により、平成 28 年 5 月 28 日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

別紙

<u>意見提出者　DSL 事業者協議会</u>

　このたびは、再意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。

以下のとおり弊社共協議会の意見を述べさせて頂きますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

意見提出者	該当箇所	意見
ソフトバンク株式会社	2．加入光ファイバ接続料の算定 （3）現行接続料算定期間において生じた調整額の扱い 　接続料の算定に当たっては、電気通信事業法において「能率的な経営の下における原価に照らし公正妥当なものであること」（第三十三条第 4 項第二号）が規定されておりますが、NTT 東西殿の光ファイバケーブルの芯線利用率が 40%程度という低い稼働状況は NTT 東西殿の過剰投資の結果であり、決して能率的な経営が行われているとは言えない状況と考えます。 　また、報酬を算定する際に使用する主要企業の自己資本利益率は、「能率的な経営の下における原価に照らし公正妥当な」レートベースに掛け合わせることを前提に採用されていると認識しており、現状の過剰投資による高水準なレートベースに掛け合わせる数値として主要企業の自己資本利益率を採用することは合理的ではないと考えます。 　自己資本利益率は、接続料規則上、「『期待自己資本利益（＝リスクの低い金融商品の平均金利＋β×（他産業における主要企業の平均自己資本利益率－リスクの低い金融商品の平均金利））の過去三年間の平均値』または『他産業における主要企業の過去五年間の平均自己資本利益率』のいずれか低い方を上限とした合理的な値」（第十二条第 3 項）と規定されているため、必ずしも上限値	ソフトバンク株式会社殿の意見に賛同いたします。 　NTT 東西殿の光ファイバケーブルの芯線利用率が 40%程度という低い稼働状況は、決して能率的な経営が行われているとは言えない状況です。また、自己資本利益率に関して、接続料規則上、必ずしも上限値を適用する必要はないことから、自己資本利益率を合理的な範囲で引き下げる等の検討を行う必要があると考えます。

	を採用する必要性 はなく、加えて上記の通り能率的な経営が行われているとは言えない現状を踏まえると、自己資本利益率を合理的な範囲で引き下げる等の検討を行う必要があるものと考えます。 　また、自己資本比率は特に NTT 東日本殿で上昇が続いており平成 26 年度ベースで 75%と高い水準になっておりますが、高い報酬額を接続事業者が負担する一因となっており、これを是正するため主要企業の自己資本比率等を採用することも併せてご検討頂きたくお願いいたします。	
KDDI 株式会社	○原価の一部に加入光ファイバを含むメガデータネッツ等 　今後、メガデータネッツ等を含む NTT 東・西のレガシー系サービスや接続機能については、設備の老朽化やマイグレーションに伴い、継続的な提供が行われなくなる可能性があります。 　ボトルネック性を有する第一種指定電気通信設備を保有する NTT 東・西が、突然、サービスや機能の提供を終了した場合、これらのサービスや機能の利用者は大きな影響を受けるため、利用者保護の観点で、サービスや機能の休廃止に係る規律を整備することが必要です。 　この点に関連して、電話網移行円滑化委員会において、NTT 東・西が電話網の IP 網への移行に伴い廃止するとしているサービスに係る利用者対応の在り方について検討が行われておりますが、米国において、ボトルネック性を持つ固定アクセス回線を保有する事業者が役務の廃止等を行う場合に FCC（連邦通信委員会）の認可を必要としている事例等も参考に、NTT 東・西が提供するサービスや接続機能の休廃止に係る規律を幅広く検討すべきと考えます。	KDDI 株式会社殿、ソフトバンク株式会社殿の意見に賛同いたします。 　今後、NTT 東西殿のレガシー系サービスは、マイグレーションに伴う需要減少及び設備の老朽化により、サービス終了と判断される可能性がありますが、特にルーラル地方においては都心部に比べて、提供エリアの課題があるため、代替サービスの選択肢は少なく、事業計画に多大な影響を与えます。 　利用者保護の観点からも、サービスや接続機能の休廃止においては、利用者が不利益を被ることがないように、「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」の記載にあるとおり、代替サービスの選択及び検討、移行準備に必要な期間は余裕をもって確保することが必要不可欠であるため、幅広く接続事業者の意見、要望を聞いた上で、新規受付停止及びサービス終了時期等の具体的なスケジュールを決定すべきと考えます。 「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」より抜粋 第3節 施行規則第 13 条の規定の概要及び説明 （1）周知させる時期

ソフトバンク株式会社	2. 加入光ファイバ接続料の算定 (1)加入者回線及びFTM 今後、例えば接続専用サービスで光ファイバをアクセス回線として利用しているレガシー系サービス等については、順次提供を終了していくことが予想されます。しかし、現状ではサービスの終了に至るまでのルールは全くなく、突然終了のお知らせを提示されることが懸念されます。その場合、時間的にも余裕がないことが想定され、お客様への周知、代替サービスの案内、通信機器の変更等といったお客様対応が後手に回ることになります。 そのため、終了対象サービスついて、その対象回線数、ユーザ・インタフェースや回線媒体の変更有無、代替サービス及び代替サービスへの移行準備期間等を考慮した上で、例えば5年程度前には NTT 東西殿から接続事業者に対しサービス提供終了についての協議を経て、新規受付停止及びサービス終了時期等の具体的なスケジュールを決定し、合わせて代替サービスを提案するという統一の廃止ルールが必要であると考えます。	事業の休廃止については、「あらかじめ相当な期間を置いて」(施行規則第 13 条第1項)利用者に周知させなければならない。ここで「相当な期間」とは、利用者が当該休廃止によって提供されなくなるサービスの代替的なサービスを選択し、移行するために必要な期間を確保できるような時間的余裕をもって行わなければならないことを意味している。 すなわち、利用者が ア 事業者からの連絡等を受けて事業が休廃止されることを認知し、 イ 代替サービスの選択肢の存在を認識し、 ウ これらの提供条件等を理解し、十分に比較・検討し、 エ どのサービスに移行するか等を決定する ために必要な期間を確保することが必要となるものである。

以上

再　意　見　書

平成 28 年７月４日

総務省総合通信基盤局
　料金サービス課　あて

郵便番号
住所
氏名
電話番号
電子メールアドレス

　情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第４条及び接続に関する議事手続規則第２条の規定により、平成 28 年５月 28 日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

当方にはNTT東西が儲けすぎであるという意見がどうも分からない。
NTTドコモはともかく、東西についてはさほどの利益があるとは当方には思えないのであるが、いかがか。（NTT東西は各種の回線保守も行わなければならないのであり、利益確保がやや行いにくい面があるのであるから。）
当方は基地局における光ファイバー収容数を大幅に増やし、望んだ利用者に対してシングルスター方式での接続を行わせる体制を構築するのが望ましいと考えるが（この体制は間違いなく国民の利益になるものである。実際、隣家庭と同じ下り光信号をONUで受けている事について、計算機能力の向上や認証の抜け道の研究（と言うまでのものではないかもしれないが）の発展等の事情から、知れば知るほどに不安が生じるのが昨今の状況ではあるまいか。）、これを後押しするためにも接続費用を低減せよと言う前に、他事業者はまず光ファイバー回線インフラの充実を求めてはどうか。
これがなされれば競争も緩み、費用についても逓減するはずである。どの段階で収容数拡充を行うべきかという問題があるが、小型GBICが普及し安価になった現在はそれに適した時期であると当方は考える。（数年の間、数百円程度高い接続費用がかかるかもしれないが、これは光回線接続のため月数千円を支払ってる事が多い末端利用者には相対的にあまり大きくない負担であり、むしろここで拡充のための投資に費用を回す事によって中期的に急速に接続費用が低下する事が見込めるのであれば、これは利用者にとっても納得のいく良い選択なのではないかと考える。）

意見は以上である。